

指定管理者の指定について

本市は、指定管理者を次のとおり指定するものとする。

1 施設の名称

秦野市文化会館

2 指定管理者とする団体

(1) 共同企業体名

みんなの文化会館はだのパートナーズ

(2) 代表となる団体

神奈川県横浜市青葉区荏田西二丁目1番3号

株式会社タウンニュース社

代表取締役 宇山 知成

3 指定の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

令和3年9月7日提出

秦野市長 高橋 昌和

提案理由

秦野市文化会館の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

みんなの文化会館はだのパートナーズの概要について

1 構成員

- (1) 神奈川県横浜市青葉区荏田西二丁目 1 番 3 号
株式会社タウンニュース社
代表取締役 宇 山 知 成
- (2) 神奈川県秦野市落合 3 4 0 番地の 1
株式会社日動計画
代表取締役 柳 川 和 秀
- (3) 神奈川県秦野市渋沢一丁目 1 7 番 1 5 号
株式会社サウンドダック
代表取締役 桐 谷 俊 彦
- (4) 神奈川県秦野市松原町 2 番 5 号
株式会社関野建設
代表取締役 関 野 義 一
- (5) 神奈川県横浜市青葉区荏田西二丁目 1 番 3 号
タウンニュース・エンターテイメント株式会社
代表取締役 長 谷 智 子

2 設立年月日

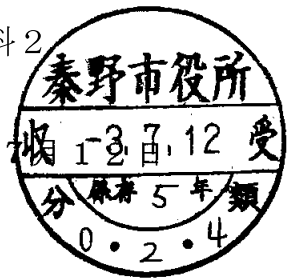
構成員	設立年月日
株式会社タウンニュース社	昭和 5 5 年 8 月 1 日
株式会社日動計画	昭和 6 0 年 8 月 2 2 日
株式会社サウンドダック	昭和 6 1 年 3 月 3 日
株式会社関野建設	昭和 4 0 年 5 月 2 7 日
タウンニュース・エンターテイメント株式会社	平成 2 5 年 4 月 1 日

3 法人の事業概要及び本事業での役割

構成員	法人の事業概要	本事業での役割
株式会社タウン ニュース社	(1) タウンニュースの発行 (2) 各種印刷物の企画制作・印刷 (3) w e bサイトの企画・運営	事業体事務局、 施設の管理運営、 自主事業の企画 等業務
株式会社日動計 画	(1) ビルメンテナンス (2) 警備業務	施設設備保守監 視、環境衛生測 定、清掃、保安 警備業務
株式会社サウン ドダック	(1) ホール施設舞台管理 (2) 音響機材保守点検 (3) イベントの企画制作・運営管理	舞台設備管理運 営、自主事業の 企画運営業務
株式会社関野建 設	総合建設業	建物の点検、改 修業務
タウンニュース ・エンターテイ メント株式会社	(1) 音楽ホール・ライブレストラン の運営 (2) 施設貸出、建物管理	自主事業の企画 運営、レストラ ン運営業務



令和3年



秦野市長 高橋 昌和 様

秦野市文化会館
指定管理者選定評価委員会
委員長 横溝 彰

秦野市文化会館指定管理者候補の選定に係る意見について
(具申)

令和3年7月7日付けで依頼のありました秦野市文化会館指定管理者候補の選定について、秦野市文化会館条例（昭和54年秦野市条例第24号）第19条第2項の規定に基づき、次のとおり意見を具申します。

1 指定管理者候補者

(1) 共同企業体名

みんなの文化会館はだのパートナーズ

(2) 代表となる団体

ア 所在地

横浜市青葉区荏田西二丁目1番3号

イ 団体名

株式会社タウンニュース社

ウ 代表者氏名

代表取締役 宇山 知成

2 指定管理者候補者の次点者

(1) 所在地

東京都千代田区神田小川町一丁目2番地

(2) 団体名

株式会社ケイミックスパブリックビジネス

(3) 代表者氏名

代表取締役 橋本 鉄司

3 選定理由

別紙「秦野市文化会館指定管理者候補選定結果報告書」のとおり

秦 野 市 文 化 会 館
指定管理者候補選定結果報告書

令和3年7月

秦 野 市 文 化 会 館
指定管理者選定評価委員会

1 選定方法及び選定結果

(1) 選定方法

募集要項に定めた応募資格等を全て満たしている事業者から提出された事業計画書の内容について、あらかじめ定めた審査項目別に秦野市文化会館指定管理者選定評価委員会（以下「選定評価委員会」という。）において、全委員の評点の平均点を基に総合的に判断のうえ、選定する方法とした。

(2) 選定結果

別紙「指定管理者選定評価委員会評点集計表」に基づき、慎重かつ公正な審議をした結果、高い評点を獲得した申請番号①みんなの文化会館はだのパートナーズを指定管理者の候補者として、また、申請番号④株式会社ケイミックスパブリックビジネスを指定管理者候補者の次点者として選定した。

申請番号① みんなの文化会館はだのパートナーズ	108.4点
申請番号②	91.2点
申請番号③	89.0点
申請番号④ 株式会社ケイミックスパブリックビジネス	103.2点

2 選定評価委員会の開催経過

秦野市文化会館の指定管理者候補の選定に当たり、審査を行った。

なお、指定管理者候補の選定に係る選定評価委員会の開催経過は、次のとおりである。

(1) 第1回選定評価委員会（書面開催）令和3年4月12日意見書提出期日
募集要項及び仕様書の検討及び決定

(2) 第2回選定評価委員会 令和3年7月7日

正副委員長の選任、施設の管理・運営状況に係る外部評価、指定管理者指定申請者の審査及び指定管理者候補者の選定

3 選定までの主な経過

- | | |
|----------------------|--------------|
| (1) 公募開始日 | 令和3年4月20日(火) |
| (2) 現地見学会 | 令和3年5月13日(木) |
| (3) 質問受付期限 | 令和3年5月20日(木) |
| (4) 質問回答期限 | 令和3年5月27日(木) |
| (5) 申請書受付期限 | 令和3年6月18日(金) |
| (6) 第1次審査(書類審査等) | 令和3年6月25日(金) |
| (7) 第2次審査(プレゼンテーション) | 令和3年7月7日(水) |

4 募集の趣旨

秦野市文化会館の管理運営業務について、民間の活力を活用することにより、サービスの向上と経費の節減を図るとともに、効果的かつ効率的に運営するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項及び秦野市文化会館条例(昭和54年秦野市条例第24号。以下「条例」という。)第19条第2項の規定に基づき、指定管理者を募集したものである。

5 施設の概要

(1) 名称

秦野市文化会館

(2) 所在

秦野市平沢82番地

(3) 施設設置目的

秦野市文化会館は、条例第2条に規定のとおり、市民の文化の向上及び福祉の増進を図るための施設として設置している。

6 指定管理者の応募資格等

- (1) 応募資格は、法人若しくはその他の団体(以下「法人等」という。)又は複数の法人等により構成された共同企業体(以下「グループ」という。)で、次の各号の要件を全て満たすこととしたものである。

ア 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと。

イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定により、一般競争入札の参加を制限されている者でないこと。

ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（平成14年法律第154号）による再生・更生手続中でないこと。

エ 市税、県税及び国税を滞納していないこと。

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は秦野市暴力団排除条例（平成23年秦野市条例第18号）第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等でないこと。

カ 指定管理者として行う業務に関連する法規に違反するとして関係機関に認定された日から2年を経過していない者でないこと。

キ 現地見学会に参加すること。

(2) グループでの応募における留意事項

グループで応募をされる場合は、次の事項について留意することとしたものである。

ア (1)のアからカまでの要件は全ての構成員が、また(1)のキの要件は構成員のうちいずれかの法人等が要件を満たす必要があること。

イ 代表する法人等を定めること。

ウ 単独で応募をした法人等は、この応募において、別のグループの構成員になることはできないこと。

エ 法人等は、この応募において、複数のグループで同時に構成員になることはできないこと。

指定管理者選定評価委員会評点集計表

1 入館者がより快適に過ごせるための運営上の工夫があること。

審査項目	配点 (評点×係数)	申請番号①	申請番号②	申請番号③	申請番号④
(1)サービスの維持・向上	5 (5×1)	4.2	3.8	3.4	4.0
(2)安全対策、危機管理	5 (5×1)	3.6	3.8	3.6	3.4
(3)施設の貸出	5 (5×1)	4.0	3.8	3.0	3.6
(4)施設・レストランススペースの活用	15 (5×3)	13.8	9.6	7.8	13.2
小計 (A)	30	25.6	21.0	17.8	24.2

2 施設の管理を安定して実施することができる物的・人的能力を有していること。

審査項目	配点 (評点×係数)	申請番号①	申請番号②	申請番号③	申請番号④
(1)管理運営の理念、方針	10 (5×2)	8.4	7.6	7.2	8.0
(2)施設維持管理	10 (5×2)	7.6	7.6	7.2	6.8
(3)組織体制、労務管理	5 (5×1)	4.0	3.6	3.6	3.6
(4)法令遵守・情報セキュリティ・個人情報保護・情報公開	5 (5×1)	3.8	3.4	3.4	3.6
小計 (B)	30	23.8	22.2	21.4	22.0

3 施設の効用を最大限に発揮し、管理面での費用対効果を図るものであること。

審査項目	配点 (評点×係数)	申請番号①	申請番号②	申請番号③	申請番号④
(1)収支計画	15 (5×3)	12.0	10.8	10.8	12.0
(2)広報	5 (5×1)	4.6	3.6	3.2	3.6
(3)地域連携・地域貢献・地域満足度	15 (5×3)	13.8	9.0	9.0	11.4
(4)財務状況	5 (5×1)	3.8	3.8	3.6	3.6
小計 (C)	40	34.2	27.2	26.6	30.6

4 市民の文化の向上及び福祉の増進を図るための自主事業のプランを留意していること。

審査項目	配点 (評点×係数)	申請番号①	申請番号②	申請番号③	申請番号④
(1)芸術文化振興事業 (自主事業) の実施方針	10 (5×2)	8.0	6.8	7.6	9.2
(2)芸術文化振興事業 (自主事業) ・賑わいづくりの促進	10 (5×2)	8.4	6.4	7.6	8.4
(3)芸術文化振興事業 (自主事業) の実施能力	10 (5×2)	8.4	7.6	8.0	8.8
小計 (D)	30	24.8	20.8	23.2	26.4

5 合計点数 (A + B + C + D)

合計点数	配点	申請番号①	申請番号②	申請番号③	申請番号④
	130	108.4	91.2	89.0	103.2

※ 1 から 4 における申請番号①から④の点数は、指定管理者選定評価委員会の委員 (5名) の平均点 (小数点以下第2位を四捨五入) を示している。

6 選定に係る総括

全委員の評点の平均点を基に総合的に判断した結果、指定管理者候補者を申請番号①に、指定管理者候補者の次点者を申請番号④に選定した。
なお、この審査・選定に当たり、それぞれの申請者に対する意見としては次のとおりである。

【申請番号①（みんなの文化会館はだのパートナーズ）】

施設の特性を活用し、地元連携を中心に据えた提案で、現状の計画が行き詰った場合においても、代替案を検討する企画力、ネットワークを有すると評価できる。また2階にあるレストランスペースについても、その構造が苦にならない若い層をターゲットに加える等の営業形態が求められるが、それら全てに対応する施策を考えている。秦野に根付く共同体で、計画の具体性もあり、着実な運営管理が期待できる。また代表団体の有する広報力の新たな来館者層の掘り起こしも可能と考えられる。

【申請番号②】

秦野の商圏分析を踏まえ、これまでの実績、ネットワークを生かした提案である。共同体を構成する事業者が、それぞれの専門性を発揮して、運営の仕組みを構築していくことが期待できる。参加しやすいいイベントが多いが、地元との連携を密にした秦野に根付いた精度の高い文化振興事業の展開が望まれる。

【申請番号③】

自主事業について、幅広い企画・チャネル・実行力を有すると評価できる。子供から大人までの地元市民参加型の様々な企画は、多くの市民の参加が実現すれば面白いものになると感じる。これにより、文化会館が文化芸術の発信源となり、市民の眼や足が向くと思う。施設の現状についてよく把握しており、また芸術文化振興事業についての実績やネットワークを有しており、一定以上の実施能力を有していると感じた。

【申請番号④（株式会社ケイミックスパブリックビジネス）】

地元市民を巻き込んだ体制の事業企画が豊富で、その内容にはカルチャーセンター的な要素もあり、定期的に市民が会館に足を運ぶようになっていくと思う。会館の賑わいになっていくと思う。質の高い芸術文化事業の企画・実施に長けており、またコロナも見越しての市場評価が適切である。補助・助成の獲得実績から、これまでの企画・運営実績が国等で評価されていることがうかがえる。芸術文化振興事業については実績があり、またその計画も具体的であり、多様な展開が期待できる。独立して4年余りの企業で、若手が中心であり、機動力と柔軟な発想が強みと見受けられる。



F No. 0・2・4 (甲)

令和3年7月7日

秦野市文化会館
指定管理者選定評価委員会 様

秦野市長 高橋 昌和



秦野市文化会館指定管理者候補の選定に係る意見について (依頼)

秦野市文化会館条例 (昭和54年秦野市条例第24号) 第19条第2項の規定に基づき、秦野市文化会館の指定管理者候補の選定について、意見を求めます。

〔 事務担当は、政策部行政経営課公共施設マネジメント担当です。 〕

電話 0463-82-5102 (直通)